

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会議事録

1 日時

平成18年6月6日(火) 15:30～16:45

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者(敬称略, 五十音順)

(委員)

渥美東洋, 伊藤鉄男, 井上正仁, 植村立郎, 江藤洋一, 大谷剛彦, 大谷直人, 大林宏, 甲斐中辰夫, 笠間治雄, 倉吉敬, 島田仁郎, 園尾隆司, 滝井繁男, 竹崎博允, 竹之内明, 茅根ヒロ和, 永井敏雄, 松尾浩也, 明賀英樹, 山本修三, 横畠裕介

(幹事)

青柳勤, 伊藤雅人, 井上宏, 岩尾信行, 上杉崇, 太田裕之, 岡慎一, 木下信行, 黒川弘務, 小嶋良保, 小寺薫, 酒巻匡, 中村慎, 稗田雅洋, 松村徹, 山口健一, 和田雅樹

4 諮問事項

- 1 刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について
- 2 総合法律支援法による国選弁護士契約弁護士に係る費用額の算定等に関する規則の制定について

5 配布資料

(資料)

- 1 最高裁判所刑事規則制定諮問委員会諮問事項
- 2-1 刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案
- 2-2 総合法律支援法による国選弁護士契約弁護士に係る費用額の算定等に関する規則の制定に関する要綱案
- 3 最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員等名簿

(参考資料)

- 1 新たな国選弁護士選任手続及び即決裁判手続等の運用の概要と規則改正事項
- 2 被疑者の国選弁護士選任手続の概要図
- 3 即決裁判手続の流れ図

6 議事録

○大谷委員 刑事局長をしております大谷でございます。本日はお忙しい中をご出席いただきまして、あ

りがとうございました。皆様おそろいようですので、ただいまから、最高裁判所刑事規則制定諮問委員会を開催したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、この諮問委員会の委員長についてお諮りしたいと思います。

昨年の諮問委員会におきまして、最高裁判所規則制定諮問委員会規則第5条第1項に基づきまして、委員会の委員の互選により、最高裁判事である滝井繁男委員を委員長として選出していただきましたが、今回も引き続き滝井委員に委員長をしていただくということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大谷委員 それでは、滝井委員にお願いをするということになりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○滝井委員長 滝井でございます。充実した審議ができますように、よろしく願い申し上げます。

本日の委員会の諮問事項は、あらかじめお配りしております資料番号1にありますように、「刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について」というものと、「総合法律支援法による国選弁護士に係る費用の算定等に関する規則の制定について」ということでございます。いずれも刑事弁護、更には刑事訴訟の充実を図る上で、また、裁判員制度の導入の体制の整備という観点からも非常に重要な規則でございます。皆様方から忌憚のないご意見をいただきまして、立派な規則ができるようお願いをしたいと思います。審議の進め方につきましては、お手元の進行予定表に従いまして、担当の委員、幹事の方からご説明をいただきました上で、皆様方からのご意見をおうかがいしようと思っております。大体午後5時ころをめどに審議をしたいと思いますので、ひとつよろしくご協力のほど、お願いを申し上げます。

それではまず、本日の配布資料と議事録の作成について、稗田幹事の方からご説明をお願いいたします。

○稗田幹事 刑事局第一課長の稗田でございます。本日はどうぞよろしく願い申し上げます。それでは、配布資料につきましてご説明させていただきます。まず資料1は、本委員会の諮問事項であり、その内容は、ただいま委員長からご紹介があったとおりでございます。資料2の1及び2は、事務局で作成いたしました要綱案でございます。内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。資料3は、本委員会の委員、幹事等の名簿でございます。そのほか、参考資料として、「新たな国選弁護士選任手続及び即決裁判手続等の運用の概要と規則改正事項」と題する書面並びに被疑者の国選弁護士選任手続の概要図と即決裁判手続の流れ図をお配りしております。これらは、新たな国選弁護士選任手続及び即決裁判手続の流れを説明するとともに、要綱案中の主な項目を示したものでございます。

次に、議事録の取扱いについてお諮りしたいと思います。最近の規則制定諮問委員会におきましては、近時の情報公開の流れを踏まえ、議事録に発言者名を明記しております。本委員会においても、これと同様の扱いとしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

○滝井委員長 ただいま、幹事の方からご説明がありましたが、これにつきまして、ご質問なりご意見をお持ちの方は、どうぞご発言ください。

特にご質問、あるいはご意見もございませんでしょうか。それでは、議事録につきましては、発言者名を明記するという方向で作業を進めたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○滝井委員長 それでは次に、諮問の趣旨につきまして、大谷委員の方からご説明をお願いいたします。

○大谷委員 一昨年5月に成立、公布されました刑事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、弁護に関する規定、それから即決裁判手続に関する規定が、本年11月27日までに、また、一昨年6月に成立、公布されました総合法律支援法のうち、国選弁護の運営等の業務に関する規定は、本年12月1日までに施行されるということになっております。具体的には、政府部内におきまして、10月2日施行に向け準備がされているというように聞いております。

このうち、弁護に関する規定は、被疑者に対する国選弁護人の選任制度の導入を中心とするものでありますが、これは、被疑者が弁護人の援助を受ける権利を実効的に担保するとともに、捜査段階から国選弁護人が選任されることにより、弁護人の早期の争点把握を可能にし、刑事裁判の充実・迅速化を図る上で、

重要な意義を持つものといえます。また、総合法律支援法によりまして、日本司法支援センターが設立され、国選弁護制度の運営を担い、全国的に充実した弁護活動を提供しうる態勢の整備に当たることになります。これらの法制度がいわば両輪となって、刑事弁護の充実、ひいては刑事裁判の充実を図るものといえることができようかと思えます。

次に、即決裁判手続に関する規定は、争いのない明白軽微な事件について、簡易かつ迅速に公判の審理及び裁判を行うことができるようにすることにより、手続の合理化・効率化を図るとともに、被告人が従来よりも早期に手続から解放されることを可能とするものといえます。

これら弁護、即決裁判に関する法改正というのは、先ほども委員長からご指摘がありましたとおり、いずれも裁判員制度導入のための制度的環境の整備を目指すものとされております。

最高裁判所といたしましては、これらの規定に対応する刑事訴訟規則の改正が必要だと判断しまして、一昨年の夏ころから準備を進めてまいりました。

ところで、これはご承知のことかと思えますが、最高裁判所規則を定めるにあたりましては、最終的には最高裁判所の裁判官会議の議決によるわけですが、最高裁は、規則を制定するに際し、最高裁判所規則制定諮問委員会に対して、必要な事項を諮問することができることとされております。今回の諮問事項は、先ほどご紹介にありましたとおり、「刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について」、それから「総合法律支援法による国選弁護人契約弁護士に係る費用の算定等に関する規則の制定について」ということですが、本委員会に先立ちまして、委員、幹事の一部の方にお集まりいただきまして準備会を開催して議論いただき、その結果を反映させて、資料2の1及び2の要綱案を事務局で作成いたしました。本日は、この要綱案を基にご審議をお願いしたいと存じております。

なお、今後のスケジュールのことについてあらかじめ申し上げますと、本委員会におけるご議論を踏まえまして、事務局において規則案を作成した上、最高裁判所裁判官会議で審議、決定をいただくという予定になっております。以上でございます。

○滝井委員長 ありがとうございます。それではこれから実質的な審議に入りたいと思いますが、まず、要綱案の内容について、担当の稗田幹事の方からご説明をお願いしたいと思います。

○稗田幹事 それでは、稗田の方からご説明をさせていただきます。

今回の規則改正は、刑事訴訟規則の一部改正に関するものと、総合法律支援法による国選弁護人契約弁護士に係る費用額の算定等の手続に関するものがあるため、要綱案も、それぞれのものがございます。また、刑事訴訟規則の一部改正に関する要綱案は、大きく分けて弁護に関する事項と即決裁判手続に関する事項を含んでおります。

その内容についてご説明いたしますが、先ほども申し上げましたとおり、今回法律が施行となる新たな国選弁護人選任制度や即決裁判手続制度の手続につきまして、規則化事項のほか運用も含めたその概要につきまして、関係機関との間で調整してまいりました結果を、参考資料としてお配りしております「新たな国選弁護人選任手続及び即決裁判手続等の運用の概要と規則改正事項」と題する書面にとりまとめ、その中で、今回の要綱案の各項目がどのような位置付けとなるかを示しております。これらの資料につきましては、あらかじめお配りして目を通していただいておりますので、ここでは、要綱案のうち特に重要と思われる項目に重点を置いてご説明し、形式的・技術的な事項につきましては簡単な説明に止めさせていただきます。

まず、刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案の一の弁護に関する事項でございます。この度、新たに被疑者段階の国選弁護制度が導入されるとともに、私選弁護人選任申出の制度と日本司法支援センターが国選弁護人の候補を指名通知する制度が設けられましたので、これに対応して各種の手続を整備するものでございます。国選弁護人選任請求の手続、特に被疑者段階のそれにつきましては、迅速な対応を要することから、できる限り迅速で円滑な手続運用を図り、被疑者・被告人の弁護人選任権の保障に欠けることのないように配慮して、要綱案を作成いたしました。

まず、新たに設けられた私選弁護人選任の申出があったが、弁護士会が弁護人になろうとする者を紹介

できなかった場合や、紹介した弁護士が被疑者からの選任申出を断った場合に被疑者に出す不在・不受任通知につきまして、要綱案一の1で、刑事施設に収容されている被疑者、被告人については、刑事施設の長に対して行うこととし、この通知を受けた刑事施設の長は、直ちに被疑者又は被告人にその内容を伝えることとしております。

国選弁護人選任請求先につきましては、勾留請求と同時に請求がある場合には、勾留担当裁判官が一括して処理すれば迅速な処理が可能ですし、勾留状発付後の選任請求につきましては、平日・休日を問わず地方裁判所本庁及び大規模支部とその併設簡裁で処理することとすれば、迅速かつ円滑な処理が可能ですので、そのような運用ができるよう、要綱案一の3、これは2ページでございますが、そのとおり規定を設けたいと考えております。

刑事施設に収容されている被疑者が国選弁護人選任を請求する場合につきましては、勾留質問時に書記官の面前で口頭で請求する場合を除いて、刑事施設の長等を経由して請求書等の書類を提出する必要があり、刑事施設の職員にこれを取り次いでいただかなければなりません。迅速な取り次ぎという観点から、要綱案一の4の(三)及び(四)、2ページから3ページになりますが、ここで、刑事施設の長等が、被疑者から提出された請求書等をファクシミリで裁判官に送付することを認め、その送付があったときには、これらの書面の提出があったものとみなして、裁判官が国選弁護人選任の審査に入れるようにしました。また、(五)で、裁判官は、必要がある場合には、ファクシミリ送信に使用した書面を提出させ、その内容を確認することができるようにしております。

次に、要綱案一の7、4ページでございますが、ここで国選弁護人の選任に関する規則29条の改正に関する事項をおいております。現行規則29条1項本文は、国選弁護人は原則として「裁判所の所在地に在る弁護士」の中から選任しなければならない旨定めており、この「裁判所の所在地」とは、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に定められた所在地を意味し、通常は市又は町の単位で定められております。

ところが、総合法律支援法38条が施行されますと、裁判所等は国選弁護人を付する場合には、日本司法支援センターに弁護人の候補を指名通知するよう依頼することとされ、支援センターは、これを受けて、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所等に通知することとされております。そして、支援センターの地方事務所は、原則として地方裁判所管内ごとに置かれ、管内の国選弁護人契約弁護士の名簿を整備し、指名通知を行うことになるとうかがっております。

この、刑訴規則29条1項本文が、弁護人の選任を、原則として「裁判所の所在地」にある弁護士に限定している点は、かねてから現在の交通事情等を考慮すると堅すぎるのではないかとのご指摘を受けていたところであり、10月に被疑者段階の国選弁護制度が始まり、国選弁護人選任数が大きく増大することが予想されることからすると、特に弁護士の人数の少ない支部等では、支援センターが、裁判所所在地に事件を受任できる弁護士がいるか否かにかかわらず、地方裁判所管内の弁護士でローテーションを組むなどして、弾力的かつ円滑に指名通知を行うことができるようにする必要があると思われ、そこで、1項本文については、原則として地方裁判所の管轄区域内にある弁護士会に所属する弁護士を選任しなければならないこととしたものでございます。

次に、1項ただし書きの要件ですが、現行規則は、「裁判所の所在地に弁護士がないときその他やむを得ない事情があるとき」としては、文言上非常に限定的で、柔軟な運用をしにくいとの指摘がある上、原則としての選任の範囲を「地方裁判所の管轄区域内」と改めた場合、「弁護士がないとき」との例示を維持することは、およそそのような場合は想定しがたいという意味で、相当でないように思われます。また、現行規則上も、「弁護士がいても当該事件を受任できない事情があるなどして、受任できる弁護士がない場合」を含むとの解釈がとられることにより、実情に応じた柔軟な運用が図られているところですので、この実務の運用に即して、「選任すべき事件について弁護人として活動することのできる弁護士がないときその他やむを得ない事情があるとき」と改めることとしました。

1項ただし書で選任できる弁護士の範囲につきましては、本年施行される範囲の被疑者段階の国選弁護

への対応であれば、現行どおり隣接地方裁判所管内までの規定で対応可能と思われることから、これを維持するという案も検討いたしました。準備会におきまして、本日も出席いただいております木下幹事から、日弁連の刑事弁護センターにおける議論を踏まえて、要綱案一の7の(一)、4ページでございますが、そこにありますように、「隣接地方裁判所管轄区域内にある弁護士会に所属する弁護士その他適当な弁護士」として、より広い範囲の弁護士から選任できるようにする案が提案されました。そのように改める必要性としては、例えば弁護士が少ない地域において被疑者被告人が多数の事件が発生した場合や、大震災等の場合を想定すると、隣接地方裁判所管内を超えて応援する必要が生じる場合もあり得るし、また、特異重大事件等が地方で発生し、地元の弁護士では連日的開廷による審理に対応しきれないような場合には、支援センターの勤務弁護士を1か月から数ヶ月単位で出張させて、国選弁護を行うことも想定されることなどをうかがっております。

準備会においてこの案についてご意見をうかがったところ、支援センターを所管する法務省司法法制部の井上幹事からも、このご提案に賛成いただき、他の委員、幹事の皆様も、ただし書により選任できる弁護士の範囲を広げることについてはご異論がなかったことから、準備会后、関係機関等と調整した上で、木下幹事ご提案のとおり案文で要綱案に盛り込ませていただいた次第でございます。

なお、上訴審における国選弁護人の選任に関しましては、少年審判規則及び医療観察規則と同様、原審の国選弁護人であった弁護士を選任することができる旨の提案をしております。上訴審において、原審所在地における弁護活動の必要がある場合に、原審の国選弁護人は受任できないときは、これ以外の原審所在地における弁護士を選任することも想定されますが、これにつきましては、控訴審所在地に当該事件の弁護活動を行うことができる弁護士がない場合に当たることから、1項ただし書により選任することになります。

このほか、国選弁護人選任請求に際して、理由を明示すべきこと、複数選任や職権選任、解任を担当すべき裁判所等に関する定め、国選弁護人選任等について検察官、被告人又は被疑者、支援センターに通知すべきことなどにつきまして、技術的な規定を設けております。

次に、要綱案二の少年事件の特別手続に関する事項でございますが、少年事件につきましては、少年法45条7号の規定により勾留状が発せられているものとみなされる場合に、国選弁護人選任請求ができることとされています。その場合の請求先裁判官について、要綱案二の1、6ページでございますが、ここで定めることとしたほか、その前提として私選弁護人選任申出を行うべき弁護士会について、要綱案二の2、こちらは8ページでございます、ここで確認規定を置いております。また、少年の被疑者が少年鑑別所に收容されている場合にも、この規則中の刑事施設に関する規定を準用することとしております。これは要綱案二の3、9ページでございます。

続きまして、要綱案三、9ページでございますが、これは被疑者段階の国選弁護人に関する費用につきまして、改正法181条4項及び187条2項が、被疑者の責めに帰すべき事由により生じた費用があるとき、あるいは告訴人等に故意又は重大な過失があった場合には、被疑者や告訴人等に対し、これを負担させることができるものとし、187条の2が、その場合、検察官の請求により裁判所が決定により負担の裁判を行うことを定めていることから、そのための手続を整備するものでございます。この請求は、不起訴処分をした検察官が行うのが合理的と考えられることから、その検察官の所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を請求先とすることを定めるほか、請求書の記載事項、資料の提供等について定めることとしております。また、訴訟費用の負担の裁判は、これを求められた者に不利益を課すものですので、その意見を聴取すべきことを定めることとしております。

続きまして、要綱案四、これは11ページでございます、こちらは即決裁判手続に関する事項でございます。

即決裁判手続は、事案が明白で軽微であり、罰金以下の刑や執行猶予付きの懲役刑、禁錮刑が相当な事件につきまして、事案に応じた迅速な手続を行うための制度でございます。そこで、要綱案についても、このような制度趣旨を踏まえ、迅速な処理が可能となるように配慮いたしました。

まず、法350条の2及び3により、検察官が即決裁判手続の申立てを行うには、被疑者の同意が必要とされ、同意確認を求められた被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、国選弁護人の選任を請求することができることとされておりますので、要綱案四の3、12ページでございます。こちらで、その請求先の裁判官について規定を設けるほか、要綱案四の4で、前提となる私選弁護人選任申出先弁護士会について、確認規定を設けることといたしました。

また、即決裁判手続の申立てに際しては、被疑者の同意確認の書面を添付することとしたほか、こちらは要綱案四の2でございます。さらに即決裁判手続については、法350条の9により必要的弁護とされておりますので、要綱案四の6及び7、13ページから14ページでございます。こちらで、そのことの教示と弁護人選任の照会について定めることといたしました。

さらに、即決裁判手続の制度趣旨を考慮し、要綱案四の8、14ページから15ページでございます。こちらで、その公判期日は、できる限り公訴が提起された日から14日以内の日を定めることとしております。この点、当初は、「特別の事由がある場合を除き」14日以内の日を定めなければならないとの規定を検討いたしました。準備会におきまして、本日もご出席いただいております山口幹事から、日弁連刑事弁護センターにおける議論を踏まえ、原則14日以内に期日を指定することに異論はないものの、弁護士が少数の地域においては難しい場合もあることを考慮すると、「特別の事由がある場合を除き」という文言はいささか限定的であり、「できる限り」とすることが相当というご提案をいただきました。この点、準備会で議論いたしましたところ、原則14日以内という点については維持すべきであるが、裁判所、検察庁、弁護士会を含む関係機関が、これが可能となるよう努力をするという前提であれば、文言を「できる限り」とすることに異論はないということでしたので、要綱案のとおり提案させていただいております。

このほか、要綱案四の5で、法350条の8等により即決裁判手続によることができない場合に当たることが判明した場合には、申立てを却下すべきことを定めることとしたほか、要綱案四の9、15ページでございます。こちらで証拠調べや判決書の記載について、簡易公判手続と同様の特則を設け、要綱案四の10及び11で、公判調書の作成についても、事案の内容に応じて簡略化することができるような特則を設けております。

最後に、総合法律支援法による国選弁護人契約弁護士に係る費用額の算定等に関する規則の制定に関する要綱案についてご説明いたします。この手続は、支援センターの勤務弁護士や複数の事件を一括して受任する弁護士が国選弁護人となった場合、個別の事件ごとには国選弁護人の費用が定まらないため、総合法律支援法39条2項2号により、裁判所が刑事訴訟法38条2項の規定により定めた額を被告人又は被疑者等に負担させるべき費用とすることとし、総合法律支援法39条3項により、訴訟費用を負担させる裁判においてその額が表示されていない場合には、検察官の申立てにより、裁判所がその額を算定することとされているものです。

まず、申立て検察官でございますが、総合法律支援法39条3項により執行の指揮をすべき検察官と定められており、刑訴法472条により、費用負担の裁判が確定した審級に対応する検察官となることから、要綱案二により、算定の申立て先について、これに対応する裁判所としております。申立てを受けた裁判所は訴訟費用額の算定を行うこととなりますが、上訴裁判所が申立てを受けた場合、訴訟費用の執行免除に関する刑訴規則の規定と同様、諸般の事情により自ら費用額を算定することが適当でないと認めるときは、当該被告事件を審理した下級の裁判所に算定させることができることとしております。こちらは要綱案四、2ページでございます。

このほか、申立書の記載事項、訴訟費用額の算定を決定で行うこと、決定の場合の通知、書類の作成等についての刑訴規則の準用等について、形式的・技術的な規定を置くこととしております。

以上が、要綱案の主な内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○滝井委員長 ありがとうございます。ただいまご説明いただきましたように、要綱案は、一の弁護に関する事項、これは1ページ以降であります。それから二の少年事件の特別手続に関する事項、6ペー

ジ以下、それから三の訴訟費用に関する事項、9ページ以下、四の即決裁判に関する事項、11ページ以下、こうなっておりますので、この順番にご意見をいただくことにしたいと思います。

まず一の弁護に関する事項であります。ただいまご説明がありましたようにそのうちの7につきましては、木下幹事のご提案によって修正されたということでございます。何かこの点につきまして、木下幹事の方から補足してお述べになることがあれば伺いたいと思います。

○木下幹事 準備会で修正の提案をいたしました幹事の木下でございます。提案の趣旨につきましては、ただいま稗田幹事の方からご紹介を丁寧にしていただいたとおりでございます。この場で特段付け加えることはございません。

○滝井委員長 国選弁護人候補者の指名通知は司法支援センターで行うことになるわけですが、これを所管する法務省司法法制部の井上幹事の方から、何かこの規定を前提とした指名通知の運用につきまして、ご説明がございましたら伺いたいと思います。

○井上幹事 法務省司法法制課長の井上でございます。支援センターにおける指名・通知業務の運用につきまして、若干ご説明をさせていただきたいと思いますが、この点につきましてはご指摘の規則のただし書の適用が必要となる場面も含めまして、現在支援センターにおいて検討作業が進められておるところでございます。詳細につきましては、今後各地での協議をも踏まえまして、業務方法書の細則ですとか、マニュアルのようなもので定められることが想定されており、現段階でまだ確定しているところではございません。もっとも、一応の基本的な方向性のイメージは既にある程度出来上がっておりますので、本日のところはそのイメージについてご説明申し上げたいと思います。

まず、業務方法書において、支援センターが行う指名・通知業務は、全国の地方裁判所所在地に設けられる地方事務所において行うということにされております。その場合の大原則は、規則の本文に定められているとおり、まずもって、当該地方事務所の置かれた地裁管内の弁護士会所属の弁護士の中から国選弁護人候補者の指名・通知を行うということでございます。

しかしながら、このような努力にもかかわらず、結果として管内の弁護士会所属弁護士の中から指名ができなかったというような場合、つまり1項ただし書の適用が問題となるような場合には、支援センターとしては、まず、指名・通知を要請した裁判所に対しまして、当該時点での状況、すなわち、対応する地裁管内での候補弁護士が確保できない、そういう状況を報告することになろうと思います。これは、候補弁護士の確保作業の現状をご理解いただくとともに、規則の定める要件の存否の判断に関わりますので、裁判所に必要な情報を提供するという趣旨でございます。もっとも、あらかじめ関係する地方事務所と裁判所とが十分に協議をしておいた上で、より簡略な取扱いで事務を進めるということもあり得ることだろうとは思いますが。

そして、裁判所に状況をご理解いただけた場合には、当該地裁管轄区域の外から候補者を探すことになるわけでございます。この場合は、交通事情ですとか、当該裁判所における事件処理の経験等にかんがみまして、通例は交通の便利な隣接区域といいたしでしょうか、隣接する地裁管内の弁護士会所属の弁護士の中から候補者を探すことが、一般的に行われることであろうと思われまします。しかしながら事情によりましては、支援センターの勤務弁護士も含めまして、隣接以外の地にある弁護士の中から候補者を探すこともあり得るところでございます。

そのような場合に具体的にどのようにしていくかといいますと、例えば、当該地方事務所が隣接する地方事務所連絡する、あるいはその地区を管轄する高裁所在地の地方事務所連絡する、あるいはセンターの本部に連絡する、そういうことで高裁所在地管内、あるいは全国的な規模での調整を依頼する、このような連絡・対応の態勢をあらかじめ整備しておくことが想定されております。そのような態勢にのっとり、迅速に国選弁護人候補の指名・通知を行うという対応措置がとられることとなりますが、どのような事件について、具体的にどういう連絡態勢をとるかというのは今後の検討の課題の一つでございます。しかし、センターは、本部と地方事務所と、一応組織は分けてあるものの、これは本来的に一つの法人の組織ですから、必要に応じて柔軟な対応をとることを可能とする業務態勢が構築できるものと考えており

ます。

○滝井委員長 ただいまご説明いただきました規則29条1項ただし書、この改正あるいはこの運用につきまして、何かご意見なりご質問なりございましたら、お伺いしたいと思います。

○永井委員 東京地裁の永井でございます。国選弁護人の選任につきましては、司法支援センターでできるだけ適切な方を、事案に応じて選び指名できることが大切だと思います。そういう意味で、選択肢を増やしておくというのは適切なんだろうと思っております。ただ、基本的には地裁管内の弁護士の中から選ぶということが原則である、これもまちがいないと思います。そういう観点からしますと、司法支援センター、そして単位弁護士会におかれましては、できるだけ地裁管内の弁護士で対応できるようにすることで、態勢の整備にご尽力いただければと思っております。ただいまの井上幹事のお話を承りますと、まさにそういうことをお考えであると思っただけですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○滝井委員長 いかがでしょうか。

○井上幹事 先ほど申し上げましたとおり、この規則案では、当該地裁管内の弁護士会所属弁護士から探すということがまず大原則とされており、支援センターにおける指名・通知の運用も、当然にこれに従ったものになります。そして、迅速な指名・通知が円滑に行われるようにするため、10月の開業に向けまして、国選弁護人契約弁護士の確保や、指名・通知用の名簿の調製等の準備が積極的に各地において進められているものと承知しているところでございます。

○滝井委員長 この点につきまして、弁護士会の方では何か。

○木下幹事 井上幹事のご説明とほぼ重複することになるかと思っておりますけれども、私の方で提案しました修正の提案は、刑訴規則29条1項ただし書の内容に関することとございまして、つまりは、本文を適用して地方裁判所の管轄区域内で弁護人選任できないときに、例外的に、隣接地域の弁護士又はその他の地域の適当な弁護士を選任するということが可能にすることを提案したものでございます。

平成18年10月、日本司法支援センターの業務開始以降に関しましては、国選弁護人選任は、総合法律支援法の規定によりまして、裁判所等が日本司法支援センターに対して、国選弁護人候補を指名通知することを求めて、日本司法支援センターが具体的な人選を行い、指名通知することになるわけでございます。

日本司法支援センターは、地方裁判所に対応する地方事務所組織を作り、地方事務所単位で国選弁護人候補の指名通知事務を行うことが予定されていると理解しております。また、弁護士会の方も、地方裁判所に対応する形で地方単位会というものが組織されております。一部、東京に3つあるという例外がございましたが、全国的には地方裁判所に対応しております。

したがって、日本司法支援センター地方事務所と対応するそれぞれの地方単位弁護士会が協力して、弁護人の候補を指名通知することになりますから、刑訴規則29条1項本文で、ほとんどの事件が対応可能であると考えておりますし、そのための対応態勢づくりというものを目指していきたいと考えております。

○滝井委員長 要綱案一の弁護に関する事項でございますが、ほかにご意見、あるいはご質問なりございましたらどうぞ。

○松尾委員 要綱案作成までの流れにつきまして、準備会で、字句の点も含めていろいろ苦心があったということは、本日のお話で十分理解できます。ただ私は、最初これを一読しましたときに、少し気になった点がありましたので、念のために申し上げたいと思います。

それは、「その他適当な弁護士」という表現が含まれている点です。「適当な」という言葉を辞書で調べますと、どの辞書にもだいたい2つの意味が書いてあります。1つは、あることの目的なり状況なり要請なりにぴったり適合しているという、積極的、肯定的な意味ですが、併わせてもう1つ、いいかげんな、その場その場で間に合わせる、という相当ネガティブな意味も必ず書いてあります。

この要綱案はもちろん前者の積極的な意味でお書きになったということは分かりますけれども、しかし、ネガティブな方を連想する人もあり得るのではないかと、そういう点で気になった次第でございます。ポジ

ティブな意味で使うときには、ある状況、ある目的、ある要請というふうには、いわば判断基準が想定され、何にとつて「適当」かということが前提になるわけですが、この条文では何にとつて適当なのかということが必ずしも明かではないような気がいたしますので、そのへん、質問としてお聴きします。

○滝井委員長 その点、どうですか。

○稗田幹事 私も木下幹事の方からご提案いただきまして、「その他適当」という文言、法制上どのように使われているかということ調べてみました。例えば「適当な者」というような形でいろいろな法律、規則、政令その他で利用されております。そのような場合の意味合いとしては、松尾委員ご指摘のとおりで、前者の意味、要するに、それにふさわしい者を選ぶものという意味でしか使われておりませんで、いかにげんなどという意味で使っている用例は正直言ってございませんでした。

ですから、法令上の意味内容としては、おそらくその点は疑義は生じないのではないかとということで一安心したところでございます。

他に良い用語がないかということも検討いたしております。例えば「適切な」という用語、これはどちらかといえば日本語の意味としては疑義は生じないのかなと思うのですが、これを検索してみますと、あまり使われていませんでした。また、使われている例ではむしろ「不適切な者」というような使われ方をしているものが比較的多く、そういう意味で申しますれば、法制上の用語としては、木下幹事ご提案の「適当な者」という用語の使い方は、まさに適切なのかなという感じもしたわけでございます。

いまご指摘いただきましたように、その意味内容を明らかにするために、その「適当な者」の考慮事項を挙げていくことも考えられますので、関係の皆様ともいろいろとご相談したのですが、なかなかうまく表現することは難しいということになりました。ただ、ここで例示されております「隣接地方裁判所管内の」という文言には、要するに迅速かつ充実した活動ができるのは、普通は近いところにいる隣接地裁判所の弁護士であるという考え方が現れております。その考え方から「その他適当な者」も迅速かつ充実した活動ができる適当な者という意味内容になるといえます。そのような意味で「隣接地方裁判所管内の」という文言は例示として適切に働くのではないかと考えている次第でございます。

○滝井委員長 いかがでございましょうか。

○松尾委員 稗田幹事のご説明をうかがいまして、99パーセント納得いたしました。ただ、さきほどの永井委員のお話もあり、「適当」なのは「弁護士」さんではなくて「弁護士会」なのではなからうか、したがって、「管轄区域内に在る弁護士会など適切な弁護士会に所属する弁護士」という表現はできないものかなと思いましたが、これにも問題があるかもしれませんので、決して固執はいたしません。

○滝井委員長 ありがとうございます。他にご意見、あるいはご質問でもけっこうですが、ございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、今後新たな国選弁護人の選任手続が円滑かつ迅速に行われるためには、法律とか規則とかが適切に定められることだけでは足りないわけでありまして、関係機関がその運用について、工夫、あるいは協力をしていくということが必要だと思われまます。この点につきまして、関係の方々からご説明をいただければと思います。

まず、刑事施設に収容されている被疑者、被告人からの国選弁護人の選任請求を迅速かつ円滑に処理するためには、捜査・留置機関の協力が必要だと思われまますが、まずこの点につきまして、警察庁の方から運用につきまして、幹事の方ご説明いただければと思います。

○太田幹事 警察庁の刑事企画課長の太田でございます。留置施設を有します警察としては、逮捕被疑者と最も早い段階で、かつ、多く接するという機関でございますので、大半の被疑者に対する制度の教示などは、私ども警察で行われることにならうかと思っております。

運用の詳細については、現在関係機関と調整中でございますけれども、具体的には、まず捜査の部門におきましては、法が定める手続教示をきちんと行うためには、弁解録取時の段階で制度教示をきちんとやっっていこうじゃないかと、具体的にはまだ検討中ですが、例えば弁解録取書の様式検討等について検討をしていくことにならうかと思われまます。いずれにしても関係機関と調整しながらどういう形になるかを考え

ていきたいと思えます。

また、一方留置部門におきましては、留置場に用紙を据え置きまして、選任請求書及び資力申告書の作成支援を行うこと、また、被疑者が作成したこれらの書類を迅速かつ適確に裁判所に取り次ぐこと、さらに私選弁護人選任の申出がなされた場合には、弁護士会に対し必要事項を速やかに通知すること等を検討しているという状況であります。

いずれにしましても、施行まで残り4か月ほどしかございませんので、関係機関との協議を早急に行い、その運用方法を決定して、第一線の方に確実に実施されるよう周知を図りたいと考えているところであります。

○滝井委員長 指名通知につきまして、弁護士会の対応ということも大事だと思えますが、この点につきまして、弁護士会の協力態勢と申しますか、どうお考えになっているのか、明賀委員の方からご説明いただきたいと思えます。国選弁護人の選任請求につきましては、その前提として、私選弁護人の選任の申出の制度もございまして、これに対する迅速、的確な対応ということも含めまして現在の態勢の整備状況というものもご説明いただければと思えます。

○明賀委員 日弁連の事務総長の明賀でございます。日弁連としての協力態勢について、少し長くなりますが説明させていただきます。

日弁連として、事案に応じた弁護人の選任ができるよう、対応態勢について検討を重ねてきました。

まずは前提としては、国選弁護、特に被疑者国選を担当する弁護士数の確保が重要です。

最初の目標としましては、現在当番弁護士、国選弁護人に登録している者が離れることのないように、継続して登録してもらおうということでありまして、それに加えて、未登録者を確保することが次の課題となります。新規登録者を確保したい、具体的には、弁護士の新規登録者を対象に、新人研修時に育成と勧誘をしていこうと思っております。

第2段階としましては、事案に応じた弁護人の選任をする態勢です。重大事件、困難事件には、当該事件を担当するにふさわしい経験と能力を持った弁護士が、指名・通知されることが望まれます。経験といいましたのは、単に弁護士経験年数をいうのではなくて、刑事弁護の経験であります。

これまでの間、弁護士会と支援センターとの間で協議をしまして、弁護士会が主体的に関与して、事案に応じた弁護人が選任できるような態勢を整えることを提案してきました。

具体的には、1つめには、国選弁護人契約を締結する弁護士のとりまとめを行って、弁護人確保に協力すること、2つめとして、日々の指名通知にあたって、事案に応じて弁護士を指名できるように、待機名簿や割当て名簿などの調製に協力すること、3つめとして、日々の名簿による指名ではなくて、より慎重に弁護人を選ぶべき事案につきましては、支援センターと弁護士会で協議して、特別案件名簿などを活用して、ふさわしい弁護士を指名すること、などあります。

各地では、指名についてきめこまかな名簿、例えば裁判員対象事件名簿、特別案件名簿、少年事件名簿等を作成しようとしています。単位会規模によって、対応に差はありますが、実情に応じてできるだけ細かな対応をしていきたいと考えています。

また、ほとんどの単位会で、弁護士会の刑事弁護の内情に詳しい刑事弁護の経験者に、刑事担当副所長に就任してもらっており、支援センターと弁護士会との連携を密にすることが可能となります。

日弁連のこれらの方針につきましては、5月2日の理事会で議論いたしました。その議論を踏まえて、6月の15日16日に、再度理事会で方針を決議して、対応態勢について各地に周知徹底していきたいと考えています。

次に、私選弁護人の選任申出への対応ですが、特に被疑者からの申出について、迅速な対応が望まれます。

弁護士会は、これまで当番弁護士制度を創設して十数年支えてきた実績があります。原則24時間以内の接見を行ってきました。土日休日を含めて、遅くとも48時間以内に接見する態勢を整えてきました。この実績を踏まえて、私選弁護人選任申出にも対応していくことを予定しています。

○滝井委員長 弁護士会の対応は、ただいまご説明いただきましたようなことのようにありますが、支援センターを所轄される立場から、井上幹事から今のご発言につきまして、ご意見がありますか。

○井上幹事 ただいま明賀委員の方から、日弁連における司法支援センターの指名・通知業務に対する協力態勢につきましてご報告がありましたので、これに関連して若干説明させていただきます。

まず、国選弁護人の候補の指名・通知が円滑に充実したものとなるようにするために、大枠といたしまして、3つのことを基本としております。その1つは、指名・通知を要請する裁判所と、これを受けるセンターの地方事務所との対応関係をまず明確にしておくこととございます。もう1つは、支援センターの地方事務所と、関係する裁判所や弁護士会との連絡方法をあらかじめきちんと把握しておくということ。それから3番目に、指名・通知用の名簿を調製して備え置くこと。この3つが極めて重要なことになろうということで、業務方法書において規定しているところでございます。

そして、一番重要になってくるのは指名・通知用の名簿の編成だろうと思うわけとございますが、その編成の方式でありますとか、具体的な候補弁護士の指名の手順につきましては、各地の地方事務所が、対応する裁判所と協議し、また、弁護士会の協力を得て、その弁護士会を交えて協議を行った上で、迅速・確実な指名・通知業務の実施態勢を整えていくこととしているところでございます。

そこで、作成すべき名簿の種類について、明賀委員からも一部ご披露がございましたが、もう少し広めに申し上げますと、被疑者国選用の名簿、通常の被告人国選用の名簿、即決事件用の名簿、それから特別案件用の名簿など、いくつかの種類に分けた名簿を調製するというを想定しております。また、候補弁護士の指名の手順といたしましても、通常の手順だけでなく、特に重大複雑な事件についてどのように指名していくかという手順の取扱い、あるいは、用意していた指名・通知用名簿で対応できない場合の取扱い、そのようなものも手順として定めておくということと想定しているところでございます。

そして、業務開始後におきましても、地方事務所は、裁判所及び弁護士会と、指名・通知業務の運用状況につきまして必要な協議を繰り返し行なうこととしておりますので、業務のあり方を不断に見直して、さらにブラッシュアップして良い内容にしていくということと想定しているところでございます。

したがいまして、このような対応によりまして、事案に応じて充実した弁護活動を行うことができる弁護士を迅速に指名できる態勢が整備されるものと考えております。

○滝井委員長 特に弁護士会の方で補足されることはございませんか。

○明賀委員 特にございません。

○滝井委員長 今までご説明いただきましたところによりまして、例えば被疑者の場合、選任請求からどれぐらいの時間で国選弁護人が選任されるということになるのでしょうか。

○稗田幹事 私どもで関係機関の皆様方と協議してまいりました内容からいたしますと、被疑者が選任請求をした後、基本的にはその日のうち、当日中ですね、遅くとも翌日には支援センターの方から指名通知をいただいた上で、国選弁護人を選任できるだろうと考えております。ただ、資力が基準額以上の被疑者が私選弁護人選任申出を行う場合には、その前に1日2日を要するというはあり得るということとございます。

○滝井委員長 ただいま、関係機関の協力態勢につきましてご説明をいただきましたが、何かご質問、あるいはご意見もありませんか。

ないようですので、要綱案の一につきまして、ご意見は他にないとうかがってよろしゅうございませうか。

それでは次に、要綱案二につきまして、少年事件の特別手続に関する事項でございますが、ご質問、ご意見がございませうか。

ございませんか。

それでは、次に要綱案三の訴訟費用に関する事項について、ご意見、あるいはご質問ございましたら、うかがいたいと思います。

ございませんですか。

それでは続きまして、要綱案四の即決裁判に関する事項ですが、これにつきましては、議論をいただく前提といたしまして、申立てにつきまして検察庁の方ではどのような運用をお考えになっているのかということをご説明いただきたいと思います。和田幹事、よろしく願いいたします。

○和田幹事 最高検の和田でございます。検察庁として現時点で考えていることを簡単にご説明させていただきます。

検察官は、できるだけ捜査の初期の段階で、即決裁判の手続の申立てを行う可能性のある事件を選別した上で、迅速かつ効率的な捜査を遂げて申立ての適否を判断し、同手続の申立てを行うことが相当であると判断したときには、同手続によることにつき、被疑者の同意を得るなどして、起訴と同時に同手続の申立てを行うことを考えております。

即決裁判手続の対象となる事件といたしましては、簡易な薬物所持・使用事件、不法在留等の入管法違反の事案、簡易な窃盗事案等がその多くを占めるものと想定されますが、この点につきまして、あくまで試算の結果ではございますが、公判請求事件のおよそ1割程度が同手続の対象となる見込みではないかと現在試算しているところでございます。

なお、被疑者に即決裁判手続によることについて同意をするかどうかの確認を求める場合には、被疑者が刑法第350条の3第1項に基づく弁護人の選任請求をするときには、当該被疑者が同意確認中であることを明らかにするために、運用上検察官は、被疑者が裁判所または弁護士会に弁護人選任請求手続書とともに提出し得るように、同意確認中である旨証する書面を被疑者に交付することとしたいと考えております。

また、検察官は、即決裁判手続を申し立てた事件につきまして、早期に公判期日が開かれるよう起訴後できるだけ速やかに、原則として起訴と同時に、証拠開示をするよう準備し、同手続による公判審理にあたりましては、その趣旨を踏まえまして、簡略化、効率化を図り、的確な立証活動に努めることにしたいと考えておるところでございます。

○滝井委員長 ただいまいただきましたご説明を前提といたしまして、ご意見、あるいはご質問をうかがいたいと思います。

○永井委員 公判期日の指定で、起訴から14日以内という点なのですが、さきほどのご説明ですと、当初は、「特別の事由がある場合を除き」というような表現になっていたそうですけれども、それを、「できる限り」と改めたと伺いました。そのこと自体には異論はございません。たしかに公判期日までのいろんなプロセスを具体的に考えていきますと、14日以内というのはなかなかある意味で厳しいという一面もあろうかと思えます。

ただ、そうは申しましても、迅速な処理が要請されている即決裁判の手続ということでございます。原則として14日以内という公判期日に対応していかなければならないということもまちがいないと思いません。裁判所としてもその点、一所懸命やろうと思っているんですが、弁護士会におかれましても、この点については十分にご尽力をお願いしたいと思っております。その点はお願いできるということでしょうか。

○滝井委員長 今の点につきまして、弁護士会の方から、山口幹事いかがですか。

○山口幹事 弁護士会の山口健一です。いままで議論されてまいりましたように、即決裁判手続というのは、迅速な審理によりまして、事件を早期に解決をして、被告人であることの負担から早期に解放し、執行猶予事案ですので、早期に身体拘束から解放するという意義を有していると、日弁連の中でも議論してまいりました。

その意味からは、第1回公判期日が早期に開かれるということは当然望ましいことでありまして、14日以内を原則とするということで、日弁連の会議でも、そして各地域単位弁護士会でも、この間確認をしてきました。それを実現するために、弁護士会としても対応態勢を十分に整えまして、また、裁判所と運用の協議を重ねていって、14日以内に第1回期日が開かれることをめざして努力をしていきたいと考えています。

○滝井委員長 他に要綱案四の即決裁判に関する事項について、ご質問なり、ご意見がございますか。ございませんでしょうか。

ないようですので、最後に、総合法律支援法による国選弁護士契約弁護士に係る費用額の算定等に関する規則の制定に関する要綱案につきまして、ご意見、あるいはご質問もございましたらおうかがいしたいと思えます。ございませんですか。

一通りご意見をいただきましたが、本委員会といたしまして、本日いただきましたご審議の経過から申しますと、要綱案に基づきまして規則制定について、基本的にはご異論がないとおうかがいしてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○滝井委員長 ご異論がないという取りまとめをさせていただきたいと思えます。

それでは、本委員会としましては、要綱案を基に刑事訴訟規則の一部を改正する規則及び総合法律支援法による国選弁護士契約弁護士に係る費用額の算定等に関する規則を制定すべきであるという結論でご賛同いただけましたということによろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○滝井委員長 字句、若干の修正があるいは出てくるかと思えますが、その点につきましては、本日のご意見を踏まえまして事務当局に一任をお願いしたいと思えます。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○滝井委員長 ありがとうございます。最高裁といたしましては、ただいまいただきましたご意見に基づきまして、速やかに規則案を作成いたしまして、裁判官会議にかけるという段取りになろうかと思えます。

それでは、最後になりますが、長年にわたりまして刑事訴訟の発展に携わっていただきましたお立場から、松尾委員と渥美委員に、本日の審議をいただきましたご感想を伺えればと思えます。

○松尾委員 委員長からご指名をいただきましたので、一言申し述べたいと思えます。

本日の議題の中心になりましたのは、被疑者の国選弁護の問題であります。「多年の懸案」という言葉を使うとすれば、被疑者の国選弁護の実現というのは、まことに「多年の懸案」であったと思えます。団藤先生の教科書の中に、「日本の刑事訴訟法の歴史は、弁護制度拡充の歴史であった。」という表現があるのですが、旧刑事訴訟法までは、およそ被疑者の弁護ということが存在しませんでした。現行法に至りまして、被疑者も私選の弁護人を選ぶことができるようになったわけですが、それから国選弁護というところまでのステップは非常に険しいもので、実現するのに六十年近くを要したということになります。しかし、幸いにも今回の司法制度改革の中で、このように被疑者の国選弁護が実現しましたことは、「多年の懸案」を絶えず念頭に置いて過してきたものの一人として、非常にうれしく感じる次第でございます。そして、その仕上げともいべき刑事訴訟規則がまとまって、本当にありがたいことだと思える次第です。

○滝井委員長 ありがとうございます。では、渥美委員お願いします。

○渥美委員 ご指名ですので、若干感想を申し上げます。

米国での弁護の充実について、若いときから現場へ行きまして、相当長い距離を車でまわったときのことを今思い出しますが、米国で1968年に連邦法を作りまして、実際に、確実に充実した被疑者段階、それから被告人の弁護人のサービスが行き渡るような努力を宣言いたしました。宣言してもなかなかそれを実現するのは難しく、そのために、その法の運用について調査の機関を設けまして、アメリカらしく、一定の期間を経た上でそれに評価を行い、与えられている制度を改善するというのを考えました。実にアメリカ的であります。ド・トックビルが言っているように、確定的な制度がなく、いつも試行錯誤の上で制度を運用されなければならないという、建国以来のアメリカ人らしいやり方だと思えました。

今度の場合も、運用にかかわるところは非常に多いと。教示の問題にしましても、さらには、具体的に適切な、適切と言いますか適切と申しますか、弁護人が具体的事例に応じて選任されるようにすると同時に、そのバックアップ態勢をどのようにするかということ是非常に重要でして、事実上は加わった弁護人

がノウハウを積み重ねて仕事ができるような態勢を整える必要がある、その点では、司法支援センターの各地方事務所の拡充というのは非常に重要なことであり、裁判所及び弁護士会との具体的な連携というのも非常に重要になってくると思います。

と同時に、現在の規定には入りませんが、運用していくうちに、刑事弁護を、特に被疑者段階で展開する場合もそうですが、その後もそうですけれども、事案の事実の確認をしたり、証拠を集めたりするのに必要な調査員の制度をどのように拡充するかという問題が当然ながら出てまいりますので、それらについてもぜひ、運用を充実させながら、問題点を浮彫りにされつつ、運用の結果をそれぞれの部門でご報告なされて、より良い制度の拡充にご努力いただきたいと思います。

さきほど話が出ましたが、十数年前に始まりました当番弁護士制度についても、感慨新たなものがございます。たまたま、大分の弁護士会ですが、そこへ出向きまして、話合いの末に当番弁護士制度をぜひ作ってもらいたいという要請をいたしました。これは1920年代にシカゴのクック・カウンティに始まった制度ですけれども、それを運用していく中で、刑事弁護についても活動の成果が積み重ねられていく、そしてその結果、運用や法の改正等についても具体的な提案ができるというような仕事と結びついていくなとということで、大分の弁護士さん達に提案をいたしました。それが日本で最初に始まった当番弁護士制度であります。それが今度はこういう段階に入って、このようなきちんとした法制度なり、その具体的な運用について規則までできるということになったのは、さきほど松尾委員もおっしゃられましたが、六十年来の希望で、ようやく日本も他の国から見て充実した、adversaryを基盤とした制度が拡充する基礎ができた、よかったなと思うのが本当に心からの感想でございます。

皆様のご努力に心から敬意を表したいと思います。今後の運用を実務に十分諮られて、一層の改善をなされるよう、期待申し上げます。

○滝井委員長 どうもありがとうございました。それでは、これをもちまして本日の委員会を終了したいと思います。

どうも熱心にご議論をいただきましてありがとうございました。